

令和 3 年

第 1 1 回 定 例 教 育 委 員 会

我孫子市教育委員会

令和3年第11回定例教育委員会日程

日 時 令和3年11月25日（木） 午後2時から

場 所 教 育 委 員 会 大 会 議 室

日程第1 会議録署名委員の指名
蒲田 知子

日程第2 議 案

議案第1号 我孫子市地域学校協働活動推進事業実施要綱の制定について
(指導課)

議案第2号 我孫子市学校支援地域本部事業実施要綱を廃止する告示の制定について
(指導課)

議案第3号 我孫子市学校運営協議会規則の制定について (指導課)

議案第4号 我孫子市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について
(学校教育課)

議案第5号 我孫子市立小学校及び中学校学校評議員の委嘱に関する要綱を廃止する告示の制定について
(学校教育課)

議案第6号 我孫子市民図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
(図書館)

日程第3 諸 報 告

目 次

議案第 1 号	我孫子市地域学校協働活動推進事業実施要綱の制定について	・ ・ ・ ・ 1
議案第 2 号	我孫子市学校支援地域本部事業実施要綱を廃止する告示の制定について	・ ・ ・ ・ 5
議案第 3 号	我孫子市学校運営協議会規則の制定について	・ ・ ・ ・ 7
議案第 4 号	我孫子市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について	・ ・ ・ ・ 13
議案第 5 号	我孫子市立小学校及び中学校学校評議員の委嘱に関する要綱を廃止する告示の制定について	・ ・ ・ ・ 15
議案第 6 号	我孫子市民図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	・ ・ ・ ・ 17

議案第1号

我孫子市地域学校協働活動推進事業実施要綱の制定について

我孫子市地域学校協働活動推進事業実施要綱を次のように制定する。

令和3年11月25日提出

我孫子市教育委員会

教育長 丸 智 彦

提案理由

社会教育法第5条第2項の規定に基づき実施する地域学校協働活動の推進事業について、必要な事項を定めるため、提案するものです。

我孫子市地域学校協働活動推進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第5条第2項の規定に基づき実施する地域学校協働活動の推進事業(以下「事業」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本事業は、地域住民その他の関係者(以下「地域住民等」という。)の積極的な参加を得て地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講じることにより、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えることを目的とする。

(地域学校協働本部運営委員会の設置)

第3条 教育委員会は、事業を円滑かつ効果的に実施するため、我孫子市地域学校協働本部運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。

(運営委員会の任務)

第4条 運営委員会の任務は、次に掲げる事項について検討し、その結果を教育長に報告することとする。

- (1) 事業の運営方針に関すること。
- (2) 事業の実施及び評価に関すること。
- (3) 事業に関する情報発信及び啓発に関すること。
- (4) その他事業を推進するために教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(運営委員会の組織)

第5条 運営委員会の委員(以下「委員」という。)は、10人以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 法第9条の7に規定する地域学校協働活動推進員の代表者

- (2) 我孫子市小中学校校長会の代表者
- (3) 我孫子市小中学校教頭会の代表者
- (4) 我孫子市PTA連絡協議会の代表者
- (5) 社会福祉法人我孫子市社会福祉協議会ボランティア担当者
- (6) 教育総務部指導課長
- (7) 生涯学習部生涯学習課長
- (8) 子ども部子ども支援課放課後対策担当者

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第7条 運営委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により、選出する。

2 委員長は、会務を取りまとめ、運営委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 運営委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、議長となる。

2 運営委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(地域学校協働本部の設置)

第9条 運営委員会は、地域住民等と学校との連携協力体制を整備するため、我孫子市立小学校設置条例(昭和39年条例第9号)第2条に規定する小学校及び我孫子市立中学校設置条例(昭和39年条例第10号)第2条に規定する中学校(以下「学校」という。)ごとに地域学校協働本部を置くものとする。

2 地域学校協働本部は、事業を担当する教職員、地域学校協働活動推進員、地域学校協働活動に係るボランティアその他の関係者をもって

構成する。

(庶務)

第10条 運営委員会の庶務は、教育総務部指導課において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

議案第2号

我孫子市学校支援地域本部事業実施要綱を廃止する告示の制定について

我孫子市学校支援地域本部事業実施要綱を廃止する告示を次のように制定する。

令和3年11月25日提出

我孫子市教育委員会

教育長 丸 智 彦

提案理由

我孫子市地域学校協働活動推進事業実施要綱の制定に伴い、本要綱を廃止するため提案するものです。

我孫子市学校支援地域本部事業実施要綱を廃止する告示

我孫子市学校支援地域本部事業実施要綱（平成20年教育委員会告示第17号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

議案第3号

我孫子市学校運営協議会規則の制定について

我孫子市学校運営協議会規則を次のように制定する。

令和3年11月25日提出

我孫子市教育委員会

教育長 丸 智 彦

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に規定する学校運営協議会について、組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、提案するものです。

我孫子市学校運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (3) 保護者 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者をいう。

(目的)

第3条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、我孫子市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び対象学校の校長（以下「校長」という。）の権限及び責任の下、地域住民、保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力を促進することにより、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むことを目的とする。

(設置)

第4条 教育委員会は、我孫子市立小学校設置条例（昭和39年条例第9号）第2条に規定する小学校及び我孫子市立中学校設置条例（昭和39年条例第10号）第2条に規定する中学校（以下「学校」という。）ごとに協議会を置くものとする。ただし、法第47条5の1項ただし書きの文部科学省令で定める場合には、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。

2 前項の場合において、教育委員会は、対象学校を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

3 教育委員会は、第1項の規定により協議会を置こうとするときは、校長、地域住民及び保護者の意見を聴取するものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第5条 校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

(1) 学校運営の基本方針に関すること。

(2) 中学校の学区(我孫子市立小学校及び中学校通学区域に関する規則(昭和51年規則第4号)別表第1第2号の表に掲げる通学区域をいう。)ごとの小中一貫教育基本方針に関すること。

2 校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うこととする。

(学校運営等に関する意見の申出)

第6条 協議会は、対象学校の運営全般(職員の採用その他の任用に関する事項を除く。)について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項(特定の個人に対する事項を除く。)のうち、前条に規定する基本的な方針の実現に資するものについて、教育委員会に対して意見を述べることができる。この場合において、協議会が意見を述べるときは、校長を経由して行うものとする。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取するものとする。

(学校運営等に関する評価)

第7条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(情報提供)

第8条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民、保護者その他の関係者の理解、連携及び協力を促進するため、協議の結果に関する情報を提供するよう努めなければならない。

(組織)

第9条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、10人以内とし、次に掲げる者のうちから、校長の推薦により教育委員会が委嘱し、又は任命する。ただし、第4条第1項ただし書きに規定する2以上の学校について1の協議会を置く場合は、1の学校につき10人以内とする。

- (1) 地域住民
 - (2) 保護者
 - (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
 - (4) 校長
 - (5) 対象学校の教職員
 - (6) その他教育委員会が必要と認める者
- (任期)

第10条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第11条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により、選出する。ただし、校長及び対象学校の教職員は、会長又は副会長となることができない。

2 会長は、会務を取りまとめ、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第13条 会議は、公開とする。ただし、協議会が必要があると認める

ときは、非公開とすることができる。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ議長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(研修等)

第14条 教育委員会は、委員に対して、協議会及び委員の役割及び責任について正しい知識を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するための措置等)

第15条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、当該協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。

2 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(守秘義務等)

第16条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に規定するもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動又は宗教活動に不当に利用すること。

(3) その他協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(委員の解任)

第17条 教育委員会は、委員が次のいずれかに該当する場合は、当該委員を解任することができる。

(1) 本人から辞任の申出があった場合

(2) 前条の規定に違反した場合

(3) その他解任に相当する事由が認められる場合

2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならぬ。

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

議案第4号

我孫子市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

我孫子市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和3年11月25日提出

我孫子市教育委員会

教育長 丸 智 彦

提案理由

我孫子市学校運営協議会規則の制定に伴い、本規則から学校評議員の規定を削除するため提案するものです。

我孫子市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則

我孫子市立小学校及び中学校管理規則（昭和39年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第9条 <u>削除</u></p>	<p><u>(学校評議員)</u></p> <p>第9条 <u>学校に、学校評議員を置くことができる。</u></p> <p><u>2 学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、校長が推薦し、教育委員会が委嘱する。</u></p> <p><u>3 前各項に規定するもののほか、学校評議員に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</u></p>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

議案第5号

我孫子市立小学校及び中学校学校評議員の委嘱に関する要綱を廃止する告示の制定について

我孫子市立小学校及び中学校学校評議員の委嘱に関する要綱を廃止する告示を次のように制定する。

令和3年11月25日提出

我孫子市教育委員会

教育長 丸 智 彦

提案理由

我孫子市立小学校及び中学校管理規則から学校評議員の規定を削除したことに伴い、本要綱を廃止するため提案するものです。

我孫子市立小学校及び中学校学校評議員の委嘱に関する要綱
を廃止する告示

我孫子市立小学校及び中学校学校評議員の委嘱に関する要綱（平成
13年教育委員会告示第4号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 6 号

我孫子市民図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を
改正する規則の制定について

我孫子市民図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正
する規則を次のように制定する。

令和 3 年 1 1 月 2 5 日 提出

我孫子市教育委員会

教育長 丸 智 彦

提案理由

図書館の電算システム更新に伴い、利用者が図書館のホームページから貸出・予約の照会等に必要なパスワードを発行できるようになったため、我孫子市民図書館利用カードの交付を受けるための申請様式を改正し、新たに「我孫子市民図書館利用カード交付等申請書」の様式を規定するため提案するものです。

我孫子市民図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部
を改正する規則

我孫子市民図書館の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和54年教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用カード)</p> <p>第6条 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、あらかじめ<u>我孫子市民図書館利用カード交付等申請書</u>（様式第1号。以下「申請書」という。）を教育委員会に提出し、我孫子市民図書館利用カード（以下「利用カード」という。）の交付を受けなければならない。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(利用カード)</p> <p>第6条 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、あらかじめ<u>我孫子市民図書館利用カード・仮パスワード交付等申請書</u>（様式第1号。以下「申請書」という。）を教育委員会に提出し、我孫子市民図書館利用カード（以下「利用カード」という。）の交付を受けなければならない。</p> <p>2及び3 略</p>

様式第1号を次のように改める。

様式第1号 (第6条関係)

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">我孫子市民図書館利用カード</p> <p style="margin: 0;">住所を確認できる書類を提示してください。 (例) 運転免許証、保険証など</p> <p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">交付等申請書</p> <p style="margin: 0;">新規 ・ 再発行 ・ 更新 ・ 登録事項変更</p>										
フリガナ							生年月日			
氏名						年 月 日				
		男		女		団体				
住所		〒								
電話番号		自宅・呼出				携帯				
勤務先・学校名 在勤・在学者のみ 記入してください。		名 称				電話番号				
利用者番号								登 録 日	年 月 日	
旧利用者番号								備 考		

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。